

# つみたてNISAが2038年以降も継続積み立て可能に! NISA「一般・つみたて」一本化へ!! 本家・英国のISAは エブリシングISA/スーパーISA/シングルISAへ!?

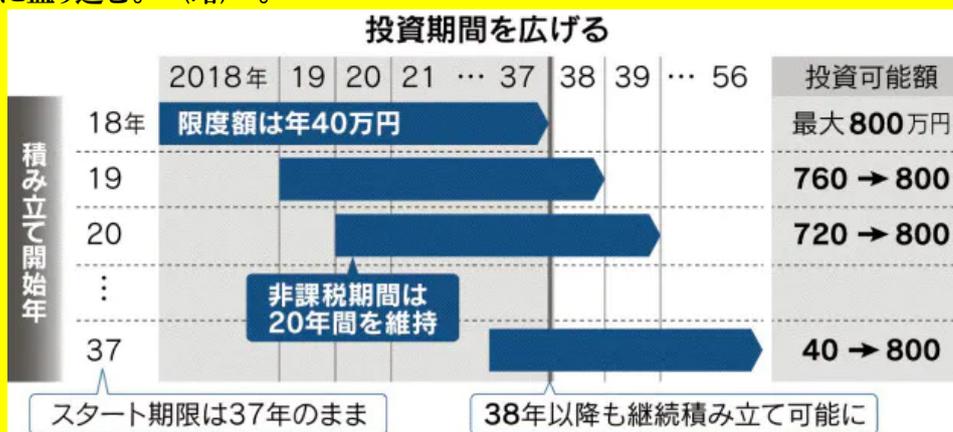
三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## つみたて NISA が 2038 年以降も継続積み立て可能に!

2019年11月22日付日本経済新聞朝刊一面トップに大きく「つみたて NISA 延長へ いつ始めても非課税 20 年 政府・与党、若者に資産形成促す」と言う見出しで次の通り出ていた(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。一部を引用する。

「政府・与党は積み立て型の少額投資非課税制度(つみたて NISA)について、非課税で積み立てられる期限を延長する。現行では最長で 2037 年末までだが、原則としていつから始めても 20 年間、非課税になるよう改める。個人型の確定拠出年金(イデコ)も拡充し『貯蓄から投資へ』の流れを後押しする。若年層らに老後の資産形成を促す狙いだ。自民・公明両党は年末にまとめる 20 年度与党税制改正大綱に盛り込む。…(略)…」



いまは制度を利用できるのは 37 年末までだ。18 年から始めていれば 20 年間の非課税で最大 800 万円を積み立てられるが、始めるのが遅ければ積み立てられる額は 1 年で最大 40 万円減る。20 年度の税制改正でいつから始めても開始時から 20 年間は非課税の積み立てができるようにする。制度の利用開始の期限は 37 年末までにする。」

2019年11月26日付日本経済新聞朝刊「税制改正の要望、投資減税に重点、自民小委が聴取。」には「自民党の税制調査会は 25 日、2020 年度税制改正に向けた初めての小委員会を開き、政務調査会の各部会から要望を聴取した。…(略)…。財務金融部会は積み立て型の少額投資非課税制度(つみたて NISA)に関し、積み立てられる期間の延長を求めた。現行は最長で 37 年末までだが、それ以降も積み立てられるよう改めることを要求した。『貯蓄から投資へ』の流れを後押しし、若年層らの資産形成を促す重要性も訴えた。」とも報じていた(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

2019年11月29日付朝日新聞デジタルの「NISA、2024年『積み立て型』新設 資産形成促す」と言う見出しの記事にはもっと詳細に出ているが、それは後述する。

自民部会からの主な改正要望
企業が異業種のスタートアップに出資したら法人税を軽減
企業が 5G 基地局の投資計画を前倒しすれば税負担を軽減
少額投資が非課税となる「つみたて NISA」の期間延長
自社株を対価とする M & A を税負担なしで可能にする
日本酒の製造免許を輸出向けに限って創設し新規参入促す
「企業版ふるさと納税」への税制優遇措置を延長し拡充
所有者不明の土地の使用者に課税できるようにする

2019年8月30日に金融庁が公表した令和2年度(2020年度)税制改正要望「**現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。特に、『つみたてNISA』については、開始時期にかかわらず、20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限(2037年)を延長すること。**」の展開だ(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。下記上段が金融庁令和2年度(2020年度)税制改正要望(2019年8月30日)で、下記下段は平成31年度(2019年度)税制改正要望(2018年8月31日)である。赤い破線で囲まれた部分がつみたてNISA関連である。

## 金融庁令和2年度(2020年度)税制改正要望(2019年8月30日)

尚、下記において、(赤い)★以降のコメントは金融庁でなく三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部による補足説明。

### ◆NISAについて

#### 【要望事項】

★現在、投資可能期間は、一般NISAとジュニアNISAは2023年、つみたてNISAは2037年までの時限措置。

#### ○ NISAの恒久化・期限延長

現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。特に、「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、**20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限(2037年)を延長**すること。

★英国ISAの補助金・奨励金はライフタイムISA(LISA)が最大年1000英ポンド/約13万円、ヘルプ・トゥ・バイISAが最大3000英ポンド/約39万円を政府が支給(2019年8月13日付日本版ISAの道 その277)。

#### ○ NISAの利用促進と利便性向上

・企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、**つみたてNISA奨励金**については、**毎月1,000円を限度として非課税とすること(3年の時限措置)**。

※当該奨励金が社会保険料の計算の基礎にならないことの明確化も併せて要望。

・利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、**NISA口座の書類**(開設・変更・廃止等)の**電子化**を可能とすること。

(出所: 金融庁税制改正要望より三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部作成)

## 金融庁平成31年度(2019年度)税制改正要望(2018年8月31日)

尚、下記において、(赤い)★以降のコメントは金融庁でなく三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部による補足説明。

### ◆NISA制度の恒久化等

#### 【要望事項】

★現在、投資可能期間は、一般NISAとジュニアNISAは2023年、つみたてNISAは2037年までの時限措置。

#### ○ NISA制度の恒久化

・**家計の安定的な資産形成を継続的に後押し**する観点から、**NISA制度**(一般・ジュニア・つみたて)について、**恒久措置**とすること。

(「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、**20年間の長期・積立・分散投資のメリット**を享受できるよう、**制度期限(2037年)を延長**することを併せて要望)

#### ○ NISA制度の利便性向上等

・NISA口座を保有する者が、海外転勤等により**一時的に日本を離れている間**であっても、**引き続きNISA口座を利用**できるようにすること。

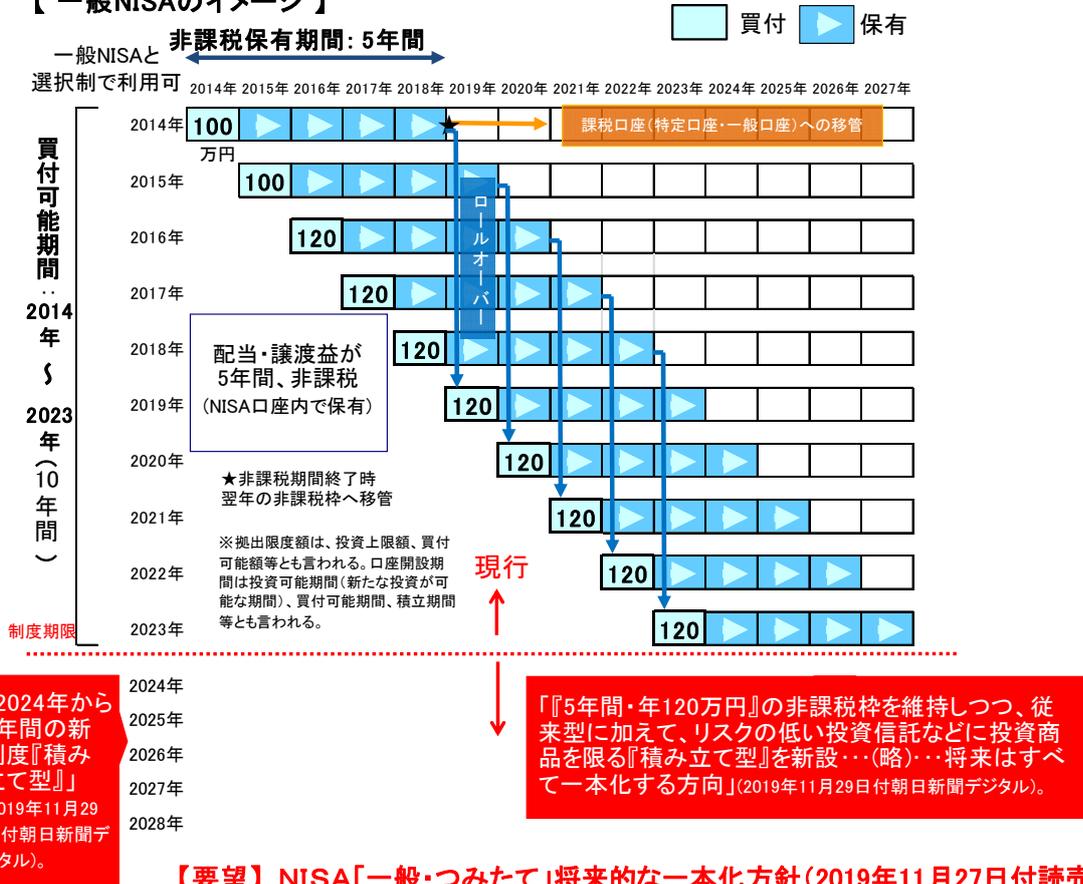
・成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA制度の**利用開始年齢を引き下げる**こと。等

(出所: 金融庁税制改正要望より三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部作成)

先の11月22日付日本経済新聞の図表だが、縦軸は「積み立て開始年」、「つみたてNISA」は2018年～2037年(2037年中の買付まで)である。例えば、「積み立て開始年」の18年には「限度額年40万円」とある。これは2037年まで毎年継続して積み立てる事が可能であることを右方向の矢印で示している。「(積み立て)投資期間」の事で、これは後述する図表の横軸「非課税保有期間(ヨコ)」や「非課税期間」ではない。「非課税保有期間(ヨコ)」や「非課税期間」は、いつ積み立てを始めても買付年から「20年間」である。しかし先の図表の「(積み立て)投資期間」は、2018年に始めた人は20年、2019年に始めた人は19年、と減っていくのである。2019年開始の場合は、20年後ではなく、19年後の2037年の時点で終わり、2038年の年40万円投資が出来ない。2037年12月31日は、つみたてNISAの勘定設定期間期限である(後述※1参照)。これを出来る様にするというのが、先の11月22日付日本経済新聞である。

下記に従来からよく使われてきた図表も掲載しておく。先の11月22日付日本経済新聞と縦軸・横軸が異なるので混乱する人もいるかもしれない。縦軸は「買付可能期間(タテ)」、「投資可能期間」もしくは「制度時限」で、下記の一般NISAは「2014年～2023年(2023年の買付まで)」、次頁の「つみたてNISA」は「2018年～2037年(2037年の買付まで)」である。例えば、下記の一般NISAで2014年の100万円買付分は2018年まで非課税保有が出来、2015年の100万円買付分は2019年まで非課税保有が出来、そして2023年の120万円買付分は2028年まで非課税保有が出来、それで一般NISAは制度が終わる(後述※1参照)。つまり、横軸は「非課税保有期間(ヨコ)、単に「非課税期間」と言うものである。一般NISAやジュニアNISAは「買付から5年間」、つみたてNISAは「買付から20年間」である(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

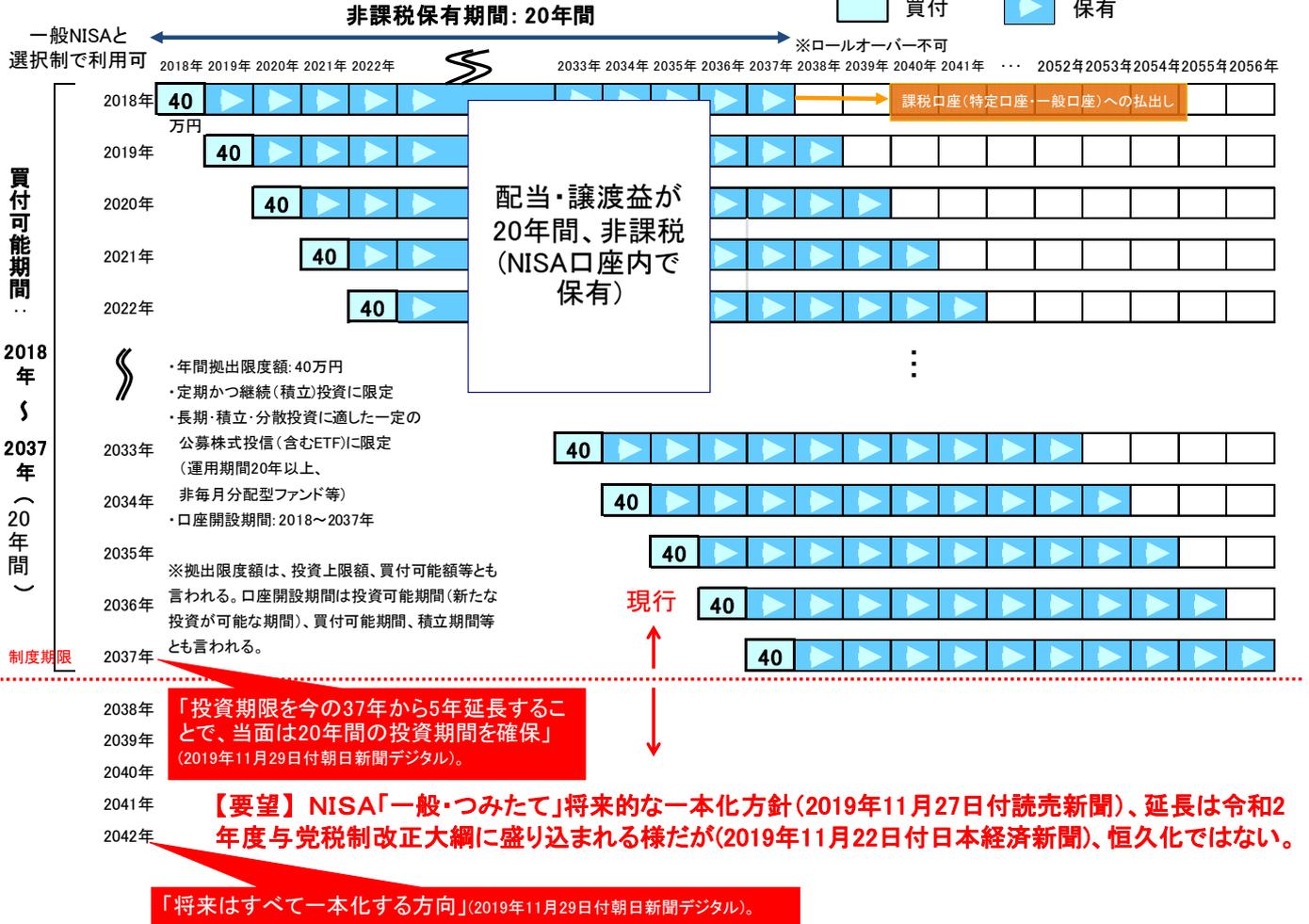
【一般NISAのイメージ】



【要望】NISA「一般・つみたて」将来的な一本化方針(2019年11月27日付読売新聞)、延長は令和2年度与党税制改正大綱に盛り込まれる様だが(2019年11月22日付日本経済新聞)、恒久化ではない。

(出所: 金融庁、日本証券業協会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

【つみたてNISAのイメージ】



(出所: 金融庁、日本証券業協会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

**一般 NISA はロールオーバーで投資継続可能、つみたて NISA はロールオーバー不可**

前頁の一般 NISA は「非課税保有期間(ヨコ)」が 5 年となっている。例えば、2014 年と 2015 年に各 100 万円、2016 年と 2017 年と 2018 年に各 120 万円の買い付けをすると(そのまま保有すると)、「非課税保有期間(ヨコ)」が終わり、投資家は、課税口座(特定口座・一般口座)へ移管するか、NISA 口座の資産を売却するか、検討をする事となる。ここで NISA 投資を続けたい場合、どうするか? 「非課税投資枠」もしくは「拠出可能額」(要は最大累積投資金額)の上限は一般 NISA の場合、5 年間で 600 万円なので(後述※1 参照、英国は後述)、ロールオーバーを使う事で可能となる(後述※2 参照)。一般 NISA は当初 5 年間(2014 年~2018 年)を次の 5 年間(2019 年~2023 年)にロールオーバーする事が可能である。ロールオーバーは金融機関にとってシステム負担や顧客説明に手間が掛かり、何より投資家もわかりにくくなるが、上限を増やさず、NISA 口座でそのまま非課税保有、非課税積み立てが出来る。 **一般 NISA も、2023 年の買付までなので、2024 年以降はロールオーバー不可となる。**

以上は一般 NISA の話だったが、**つみたて NISA は「買付可能期間(タテ)」が 2037 年までしかない**ので、**当初 20 年間(2018 年~2037 年)を次の 20 年間(2038 年~2057 年)にロールオーバーする事が最初から出来ない**。つみたて NISA は「非課税保有期間(ヨコ)」が 20 年なので非課税保有は出来る。しかし「買付可能期間(タテ)」が 2037 年までしかない。2037 年と言う「買付可能期間(タテ)」の期限を無くす事(恒久化)も予定されていない。それを、2038 年以降も継続積み立てが可能にすると言うのが、先の 11 月 22 日付日本経済新聞の話である。

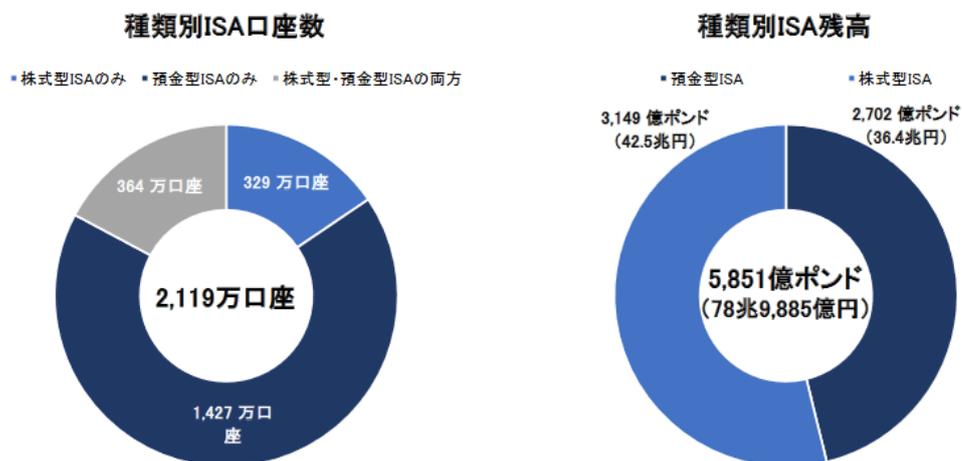
尚、2019年11月22日に日本証券業協会と投資信託協会と全国証券取引所協議会が「令和2年度/2020年度税制改正に関する要望」で筆頭に「①NISA制度を恒久化又は延長すること、②NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA法)を制定すること、③取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること」としている(URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

## 本家・英国のISAは期間無制限・多様化で普及

2019年11月22日付日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会「令和2年度/2020年度税制改正に関する要望」に関する説明資料等に「NISA制度のモデルとなった英国のISA(Individual Savings Account)では、2008年の制度の恒久化によって、制度の安定性が確保され、口座数及び残高の飛躍的な増加に繋がりました。2018年4月5日時点での口座数は約2,120万口座、残高は約5,851億ポンド(1ポンド=135円換算で約79兆円)に達しており、口座数ベースでは、英国の成年人口(2018年6月30日時点で約4,653万人)の約5割が利用していることとなります。…(略)…。NISAのモデルとなった英国のISAでは、創設当初から非課税保有期間は恒久化されており、制度の安定性とわかりやすさをもたらし、現在における普及の大きな要因となっています。これらを踏まえ、NISA制度においても非課税期間を恒久化することを要望いたします。」(URLは後述[参考ホームページ]①参照)とある。

### 英国ISA口座数・残高

- ◆ 2008年の制度恒久化後、口座数は大きく増加しており、成人人口(4,410万人)の約半数に達している
- ◆ 残高は株式型ISAが5割強を占める



(注)1. 2017年4月5日時点におけるデータ。1ポンド=135円で換算。  
2. 万未満を切捨てているため、計算結果と一致しない場合がある。  
3. ライフタイムISA、イノベティブファイナンスISAのデータはまだ公表されていない。  
(出所)英国HMRCより日本証券業協会作成

73

(出所: 2019年11月22日付日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会「令和2年度税制改正に関する要望」【主要項目説明資料(2019年11月)】p.73)

**NISAのモデルとなった本家・英国のアダルト/レギュラーISA/Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座は、先述した「買付可能期間(タテ)」も「非課税保有期間(ヨコ)」も無制限である(タテの無制限を恒久化と言う、2019年8月13日付日本版ISAの道その277~URLは後述[参考ホームページ]②参照)。**ISAが導入された1999年4月6日当初は「非課税保有期間(ヨコ)」こそ無制限だったが、「買付可能期間(タテ)」は10年だった(\*日本の様な5年ではない)。ただ、2006年に恒久化が承認され、2008年に恒久化されている。

英国のアダルト/レギュラーISAが「無制限」と言う事は「非課税投資枠」もしくは「拠出可能額」(要は最大累積投資金額)の上限が無いと言う事であり、ここが先述した通り日本のNISAとの大きな違いである。イノベティブ・ファイナンスISA/Innovative Finance ISA/IFISAも無制限である(イノベティブ・ファイナンスISAは2019年8月13日付日本版ISAの道 その277～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

ただ、ジュニアISA/Junior ISA/JISAは「買付可能期間(タテ)」が「無制限」で「非課税保有期間(ヨコ)」が「18歳の誕生日まで」だ。ライフタイムISA/Lifetime ISA/LISA(人生設計ISA)は「買付可能期間(タテ)」が「50歳の誕生日まで」で「非課税保有期間(ヨコ)」が「60歳の誕生日まで」である。そして、ヘルプ・トゥ・バイISA/Help to Buy ISA/住宅購入支援ISAは「買付可能期間(タテ)」が「2015年12月1日から2019年11月30日まで」で「非課税保有期間(ヨコ)」が「2029年11月まで」である(2019年8月13日付日本版ISAの道 その277～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。ヘルプ・トゥ・バイISAは2019年11月30日までなのだが、2017/2018課税年度中に限り口座全資産をライフタイムISA口座へ移管可だった(英国政府 Help to Buy～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

### 英国ISA制度の概要

	株式型ISA	預金型ISA	イノベティブ・ファイナンスISA	ライフタイムISA	ジュニアISA (株式型、預金型)
導入時期	1999年4月6日		2016年4月6日	2017年4月6日	2011年11月1日
口座開設者	満18歳以上の居住者(注1)			満18歳以上 40歳未満の居住者	18歳未満の居住者
口座開設可能期間	2008年に恒久化		導入時から恒久		
非課税保有期間	導入時から恒久				
対象商品	株式、債券、 投資信託、保険等	預金、MMF等	P2Pローン、 現金	株式、債券、 投資信託、 保険、預金、MMF等	株式型、預金型ISAに 準ずる
非課税対象	配当、譲渡益、 利子等	利子等	利子等	配当、譲渡益、 利子等	株式型、預金型ISAに 準ずる
拠出限度額	合計で年間20,000ポンド(270万円)まで ※ライフタイムISAのみ、さらに年間4,000ポンド(54万円)の上限あり				年間4,368ポンド (約59万円)
補助金	なし			あり(注2)	なし
引出制限	なし			あり(注3)	あり(注4)

- (注)1. 預金型ISAは満16歳から口座開設可能。  
2. 50歳までに行う拠出について、拠出額の25%が補助金として追加される。  
3. 最初の住宅購入、60歳以降または疾病末期(余命1年未満)以外での引出しを行った場合、残高の25%がペナルティとして徴収される。  
4. 口座開設者が18歳未満の場合は原則引出不可(死亡又は重篤な病気の場合を除く)。  
5. 拠出限度額は2019課税年度の額、1ポンド=135円で換算。

## NISA「一般・つみたて」一本化へ!!(ジュニア NISA 終了!?) 本家・英国の ISA はエブリシング ISA/スーパーISA/シングル ISA へ!?

2019年11月27日付読売新聞朝刊1面に大きく「NISA『一般・つみたて』一本化へ」という見出しで次の通り出ていた(URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

「政府・与党は、少額投資非課税制度の『一般 NISA(ニーサ)』と『つみたて NISA』を将来、一本化する調整に入った。現在、利用者は、どちらか片方に投資先を絞る必要があるが、より柔軟に投資ができるように改善して、将来不安の緩和に向けた現役世代の資産形成を促す。将来の一本化方針を、12月にまとめる与党税制改正大綱に明記する考えだ。…(略)…」



現行の仕組みでは、利用者は『一般』と『つみたて』の両方で口座を開くことができるが、同じ年には一方にしか投資できない。例えば、今年は『一般』、来年は『つみたて』という形で、投資先を変えることはできるものの、1年単位で見ると一つだけしか選択できない。このため、住宅購入などに向けた短期の資産形成と、退職後に備えた長期の資産形成を両立させるべく、この指摘があった。こうした課題に対応するため、政府・与党はまず、今回の税制改正大綱で将来的な一本化方針を固め、年間の投資上限額の調整などの検討項目も盛り込む方向だ。まずは、大きな方針を決めて、来年まで時間をかけて細部を詰めていく形になる。具体的には、つみたて NISA を参考に、比較的少額の長期投資を対象とする新制度を創設し、二つの制度を一本化する方向性を示すことを検討する。…(略)…」

	一般NISA	つみたてNISA
非課税対象	売却益や配当金など	
投資期間	2023年まで	2037年まで
非課税期間	5年間	20年間
投資上限額	年120万円 年40万円	
非課税枠	最大600万円	最大800万円
引き出し	いつでも可能	
口座数	約1162万	約147万
制度開始	2014年	2018年

※口座数は6月末時点、金融庁まとめ

2019年11月29日付朝日新聞デジタルにも「NISA、2024年『積み立て型』新設 資産形成促す」という見出しで次の通り出ていた(URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

「政府・与党は、『少額投資非課税制度(NISA)』の一つである『一般 NISA』を刷新する方針を固めた。貯蓄から投資に回すお金を増やすためにつくられたが、短期的な投資に使われることが多い点を改善するため、2024年から安定的な資産形成を促す『積み立て型』を加える。…(略)…」



『5年間・年120万円』の非課税枠を維持しつつ、従来型に加えて、リスクの低い投資信託などに投資商品を限る『積み立て型』を新設する方向だ。12月にまとめる来年度の与党税制改正大綱に関連法の改正を盛り込む。一般 NISA をめぐっては株式にも投資できることから、短期売買に使われているとの指摘も多く、『税優遇を使ったバクチ制度』(財務省幹部)という批判も根強かった。…(略)…」

積み立て投資を促す NISA の仕組みとしては、年40万円を上限に最大20年間積み立てできる『つみたて NISA』がすでにある。これについても今回、投資期限を今の37年から5年延長することで、当面は20年間の投資期間を確保する。一方、未成年者が対象の『ジュニア NISA』は33万口座にとどまっており、23年までの投資期間を延長せずに終了する。」



「リスクの低い投資信託などに投資商品を限る『積み立て型』を新設する方向」、「投資期限を今の37年から5年延長することで、当面は20年間の投資期間を確保する。一方、未成年者が対象の『ジュニア NISA』は33万口座にとどまっており、23年までの投資期間を延長せずに終了する。」は先の2019年11月22日付及び2019年11月26日付日本経済新聞にも、上記2019年11月27日付読売新聞にも無い情報である。

ただ、2019年11月27日付読売新聞の「NISA『一般・つみたて』一本化へ」2019年11月29日付朝日新聞デジタルの「将来は一本化も検討」は2016年12月8日に公表された2017年度与党税制改正大綱で「積立NISA(当時)」の創設が盛り込まれている。そこで「老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」とあった(2016年12月12日付日本版ISAの道 その166、2016年12月8日付2017年度税制改正大綱～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

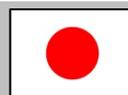
NISA/少額投資非課税制度(日本版ISA)のモデルとなった本家・英国でも、ヘルプ・トゥ・バイISAが、つい最近の2019年11月30日に終わっており、ライフタイムISA口座への移管がされた。英国でこれまでISAを普及させてきた大きな要因である多様化はまだ進行中で(2019年8月13日付日本版ISAの道 その277～URLは後述[参考ホームページ]②参照)、英国で高齢化が進む中、長期介護リスクに備えた貯蓄を奨励する「ケアISA/Care ISA」を検討しているとも言う(2018年8月20日付Citywire～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。だが、複雑でわかりにくいと言う批判のあるISAのフレームワークを見直し、簡素化しようという動きが既に昨年より出ている。

2018年3月6日に英国会計技術士協会/Association of Accounting Technicians/AATは、ISAワーキンググループを創設、ISAの現行システムを廃止し、諸々のISAを一つにまとめ、より柔軟な資産形成を提供する「エブリシングISA/Everything Isa」の創設を提案した。非課税枠について現行の年間2万ポンドを廃止して、全員が生涯にわたり総額100万ポンドとする要望である(2018年3月6日付AAT ISA Working Group～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。ISAのフレームワークを見直し、簡素化しようという動きである。

このエブリシングISA案に支持はISAプラットフォーム業者を中心に多く、プラットフォーム会社英国最大手のハーグリーブス・ランズタウン/Hargreaves Lansdownは「JISAとLISAを統合して一つのスーパーISA/Super-Isaにする事を提案している。」(2019年3月8日付Financial Times～URLは後述[参考ホームページ]③参照)、プラットフォームのAJベル/AJ Bellは「英国政府にISA制度の抜本的な分解整理/radically overhaul the ISA systemを要求している。現行の6種類を1つのシングルISA/single ISAにするものだ。」(2019年7月19日付Citywire～URLは後述[参考ホームページ]③参照)と言っている(ハーグリーブス・ランズタウン及びプラットフォームのAJベルについては2019年8月5日付日本版ISAの道 その276～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

以上だが、よりわかりやすくシンプルな制度にしようと言う試みは年金の世界でも起きている事で(2019年9月17日付日本版ISAの道 その280～URLは後述[参考ホームページ]③参照)、その流れの中にNISAも沿っていると言う事であろう。日本もさらに英国や米国、オーストラリアなどをモデルに一層「貯蓄から投資へ」の流れを後押しし、若年層らの資産形成を促すべく、NISAの一本化等、より良い「日本版ISAの道」を期待している。

※1: NISA の非課税勘定…



NISA 口座には、3 種類の「非課税勘定」が設定出来る。NISA 口座の投資家は非課税口座開設届出書に次から勘定の種類を選び記載する。

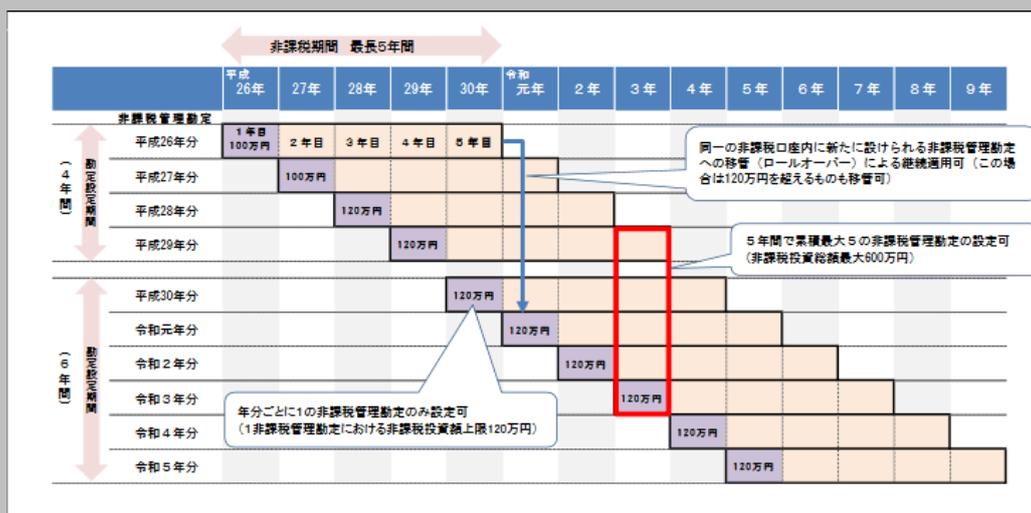
(1)一般 NISA

**一般 NISA は「非課税管理勘定(5 年間非課税)」を設定する事となる。その「勘定設定期間」は 2023 年 12 月 31 日までである。**

「勘定設定期間」は NISA 創設時(「日本版 ISA の道」スタート時)、とても重要なものだった。その当時の勘定設定期間は「2014 年 1 月～2017 年 12 月の 4 年間、2018 年 1 月～2021 年 12 月の 4 年間、2022 年 1 月～2023 年 12 月の 2 年間」と3 つに分かれていた。同一の勘定設定期間中は、他の金融機関に変更する事が出来なかったのである(2015 年から変更出来る様になった)。3 つの勘定設定期間の各々の 1 年前を基準日と言い、その時点の住所を証する住民票の写しが NISA 口座開設に必要なだったのである。具体的に、基準日の 2013 年1月1日と 2017 年1月1日と 2021 年1月1日における住所を証する住民票の写しである。基準日より後に転居して住民票を移している場合は引越し前の市町村区の窓口に「住民票の除票の写し」を(郵送)請求する必要もあった。かなり面倒なので、金融機関は投資家から委任状を受け取り、それを金融機関自らが代行取得、もしくは、金融機関が取得代行業務をする業者に委託する事などをして対応していた。

ただ、2015 年 1 月以降、同一の勘定設定期間内であっても NISA 口座の金融機関を年単位で変更する事が可能となっている。毎年設定される非課税管理勘定を年毎に別の金融機関に変更する事が出来ると言う事である。勘定設定期間は「2018 年 1 月～2021 年 12 月の 4 年間」と「2022 年 1 月～2023 年 12 月の 2 年間」が「2018 年(平成 30 年)1 月～2023 年(令和 5 年)12 月の 6 年間」になっている。

そして 2016 年 1 月から利用開始のマイナンバー制度によって住民票の写しや運転免許証なども不要となった。



(出所: 2019 年 7 月国税庁「NISA 及びつみたて NISA の手続に関する Q&A」～ [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/nisa\\_qa01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/nisa_qa01.pdf) p.1)

さらなる詳細は、2013 年 2 月 22 日付日本版 ISA の道 その 4『「日本版 ISA の道」は、近い将来『日本版 529 と日本版ジュニア ISA の道』につながり、さらに拡大していく可能性を持つ。『家計からの成長マネーの供給拡大』が達成されていくことを強く期待する。』( <https://www.am.mufg.jp/text/130222.pdf> )、2013 年 5 月 13 日付日本版 ISA の道 その 11「マイナンバー法案が衆院で可決! 今後、ISA 口座開設・維持が容易になり、取引金融機関を変更できる可能性。」( <https://www.am.mufg.jp/text/130513.pdf> )を参照の事。

## (2)ジュニア NISA

**ジュニア NISA/未成年者口座は「非課税管理勘定(5年間非課税)」と「継続管理勘定」の2種類の非課税勘定の設定となる。「継続管理勘定」は先行する「非課税管理勘定(5年間非課税)」が過ぎた後、1月1日において20歳である年の前年12月31日まで非課税となる。**

ジュニア NISA の開始した 2016 年 1 月 1 日から「非課税管理勘定(5年間非課税)」を設定すると、2020 年 12 月 31 日までとなるが、これを 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの「非課税管理勘定(5年間非課税)」にロールオーバーすれば 2025 年 1 月から「継続管理勘定」を使う事により非課税となる。ロールオーバーしないと、払い出し制限のある課税未成年者口座に移る。

尚、「『ジュニア NISA』は 33 万口座にとどまっており、23 年までの投資期間を延長せずに終了する。」(2019 年 11 月 29 日付朝日新聞デジタル「NISA、2024 年『積み立て型』新設 資産形成促す」～  
<https://www.asahi.com/articles/ASMCX35ZQMCXULFA01S.html>)との報道もある。

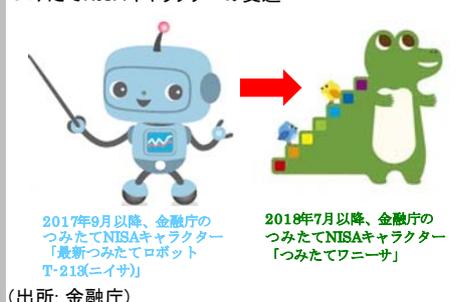
さらなる詳細は、2013 年 12 月 2 日付日本版 ISA の道 その 37「日本版ジュニア ISA (子ども版 NISA)の道、日本版 529 プランの道～英国のジュニア ISA とチャイルド・トラスト・ファンドの歴史、米国の 529 プランの歴史、そして米国の 529 プランファンドの今～」(<https://www.am-mufg.jp/text/131202.pdf>)、2014 年 7 月 22 日付日本版 ISA の道 その 64「子ども版 NISA を 2016 年 1 月以降にも創設、世代を超えた金融資産の移転を促す!?～英国のジュニア ISA、米国の 529 プランの現状付き～」(<https://www.am-mufg.jp/text/140722.pdf>)を参照の事。

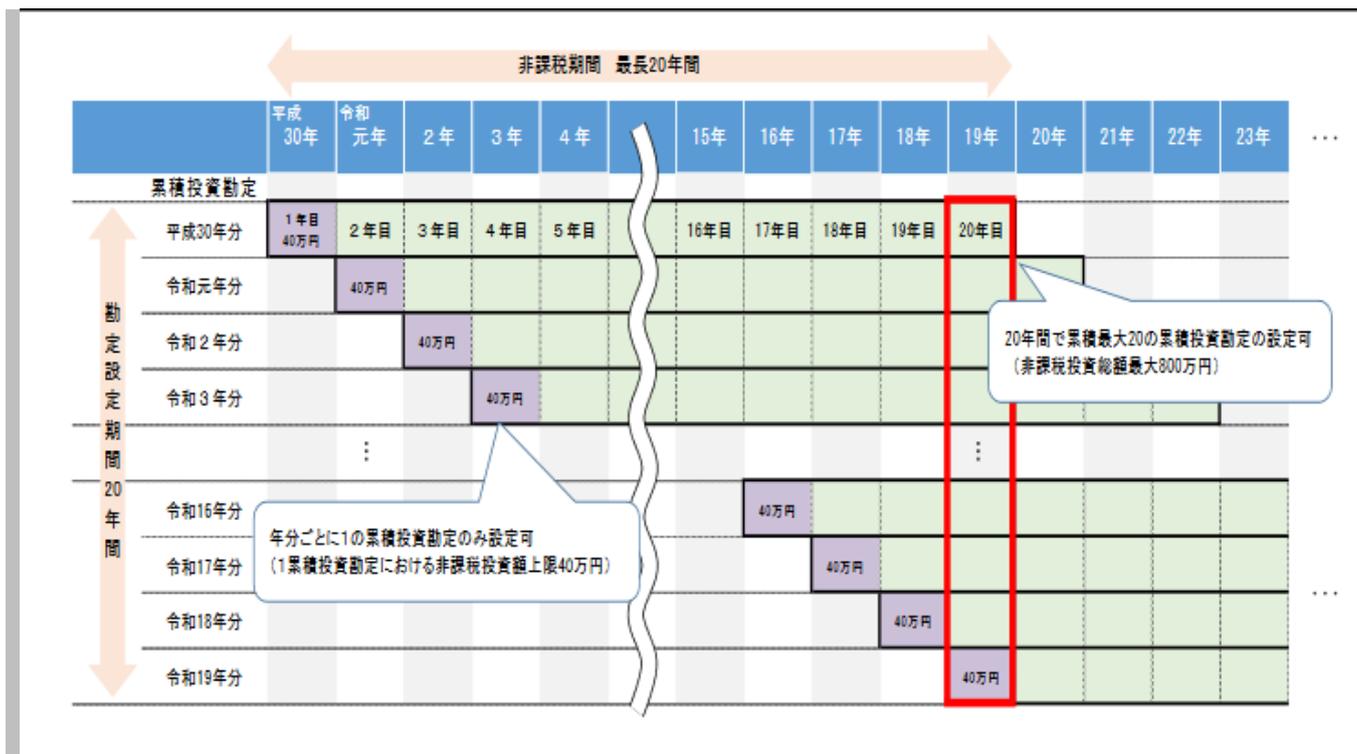
## (3) つみたて NISA

つみたて NISA は「累積投資勘定」の設定となる。その為、つみたて NISA を「累積投資勘定」と呼ぶ事もある(この場合、一般 NISA は「非課税管理勘定」と呼ばれている)。設定勘定期間は 2018 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までである。

さらなる詳細は、2018 年 1 月 15 日付日本版 ISA の道 その 210「『つみたて NISA』が本格スタート! 申込 25 万件!! NISA 導入以来で最大の純流入となった新規投資家(NISA 向けファンド)で 12 月はグローバル株やエマージング株、アセットアロケーションが人気!!!」([https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_180115.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_180115.pdf))、2018 年 7 月 9 日付日本版 ISA の道 その 229「『つみたて NISA』の利用者は開始 3 カ月で 51 万人! 6 月は投信全体/NISA 既存投資家ではグローバル株や日本株、NISA ファンドではグローバル株やアセットアロケーションが人気!!!」([https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_180709.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_180709.pdf))を参照の事。

つみたてNISAキャラクターの変遷





(出所: 2019年7月国税庁「NISA 及びつみたて NISA の手続に関する Q&A」～ [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/nisa\\_qa01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/nisa_qa01.pdf) p.2)

以上、NISA、つまり、「日本版 ISA の道」は、「本人確認書類」及び「基準日時点の住所を証する住民票の写し」、「非課税投資枠」もしくは「抛出可能額」(要は最大累積投資金額)の上限、上限維持で作られた NISA のロールオーバーなど「異形」の仕組みが多く、その「道」はかなり険しかった。

2019年8月29日付日本証券業協会の「NISAに関するQ&A」(<http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/qa.pdf>)、「つみたて NISAに関するQ&A」([http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/tsumitate\\_nisa\\_qa.pdf](http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/tsumitate_nisa_qa.pdf))、「ジュニア NISA(未成年者少額投資非課税制度)に関するQ&A」([http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/jr\\_nisa\\_qa.pdf](http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/jr_nisa_qa.pdf))もわかりやすい。

※2: 日本の「異形」の制度であるロールオーバー…



英国 ISA でもロールオーバー/rollover という言葉を使う。多いのが、18歳未満を名義者とするジュニア ISA/Junior Individual Savings Accounts/JISA の保有者が 18 歳になった時に自動的にアダルト/レギュラー ISA に移管する「JISA ロールオーバー/JISA rollover」もしくは「18 歳での ISA ロールオーバー/ISA rollover at age 18」である(HMRC/英国歳入税関庁「ISAs Guidance Notes for ISA Managers」～ [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/375474/isa-guidance-notes.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375474/isa-guidance-notes.pdf))。

また、ある年の ISA 非課税枠/ISA allowance を使わなかった場合、それを翌年には繰り越せないが(日本でも同じ)、こうした事を「ある年から次の年へのロールオーバーは出来ない/There's no rollover from one tax year to the next.」(2019年3月24日付 Independent「ISAs: A simple and mercifully brief guide to individual savings accounts」～ <https://www.independent.co.uk/money/spend-save/isa-guide-best-savings-accounts-tax-interest-comparison-allowance-rules-a8834521.html>)と使われている。

2019年11月23日付日本経済新聞朝刊『「異形」の制度、つみたて NISA、若者に浸透、非課税期間延長へ、草の根説明会・ブロッガー連携奏功。』に「つみたて NISA は『異形』の制度だ。それは金融庁が認定する長期投

資に適した低コストの投資信託に対象が限られるという点にある。約 6100 本もある投信のうち、対象は現時点で約 170 本とわずか 3%弱。大半は低コストのインデックス(指数連動)型投信だ。国がこのような投資商品を限定するのは世界でも極めて異例だ。】( <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ05247833089A121C1100000/> )とあったが、NISA のロールオーバーこそ、「異形」と言えよう。

**英国 ISA には「適格」のファンドとなる任意の基準があって、かつてそれは「ISA の手数料/Charges が年 1%以下(預金 ISA は無料、保険 ISA は年 3%以下)、最低預入額/Access が 500 英ポンド以下(預金 ISA は 10 英ポンド以下、保険 ISA は 250 英ポンド以下)、その他条件/Terms として 50%以上を EU 取引所上場株式等に投資している事などがあった(2013 年 5 月 27 日付日本版 ISA の道 その 13「ISA 本家・英国の ISA ファンド 17 兆円がリスクオン。英国高配当株が特に人気。」~ <https://www.am.mufg.jp/text/130527.pdf>、2005 年 2 月 16 日付 The Guardian 「What is a Cat standard?」~ <https://www.theguardian.com/money/2005/feb/16/isas1> )。ISA が 1999 年 4 月 6 日に開始される前の 1998 年 10 月 1 日に英国政府が「ISA CAT 基準/CAT standards for ISAs(\*CAT...Charges, Access, and Terms Standard, fair Charges, easy Access and decent Terms)」として紹介している(HM Treasury/英国財務省 ~ [https://web.archive.org/web/20090714013542/http://www.hm-treasury.gov.uk/press\\_95\\_04.htm](https://web.archive.org/web/20090714013542/http://www.hm-treasury.gov.uk/press_95_04.htm) )。**

ただ、2005 年 4 月 6 日から「**ステークホルダー商品規制/Stakeholder Products Regulations**」が使われている(2019 年 7 月 29 日付日本版 ISA の道 その 275「英国 IFA から考える日本版 IFA の道~世界の投信販売チャネルにおいて英国は独立系ファイナンシャル・アドバイザー/IFA がかなり多い。だが最近ではコミッションを徴収する限定 FA/RFA が拡大中。日米金融当局が参考にする英国の IFA や金融規制~」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190729.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190729.pdf)、2004 年 11 月 16 日付 Legislation.gov.uk「The Financial Services and Markets Act 2000 (Stakeholder Products) Regulations 2004」~ <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2004/2738/contents/made>、<http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2004/2738/made/data.xht?view=snippet&wrap=true> )。

英国以外でも、フランスは「**フランスの投信の約 3 割がフランス版 ISA・PEA/Plan d'épargne en actions の適格投信。**」である(2017 年 7 月 31 日付日本版 ISA の道 その 190「フランス版 ISA・PEA がありマイナス金利で日本より先行している投信大国フランスの最新動向~英国で人気のクリーン・シェアはフランスでは不人気で、PEA 適格投信が人気急増~」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170731.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170731.pdf) )。

オーストラリアは「**スーパーアニュエーションには、2013 年 7 月に導入されたマイスーパー/MySuper 制度がある。スーパーアニュエーションの加入者がプロダクツ等の選択をしない場合の投資先であるデフォルト・スーパーアニュエーション・プロダクツ/default superannuation products(マイスーパー・インベストメント・オプション/MySuper investment options)である。2014 年 1 月 1 日からはオーストラリア健全性規制庁/Australian Prudential Regulation Authority/APRA(金融機関が承認した低フィー&シンプルなマイスーパー・プロダクツ/MySuper products のみが新規従業員のデフォルトとなり、2017 年 7 月 1 日から全加入者のデフォルトとなっている。資産配分が変わらない『単一分散投資戦略/Single diversified investment strategy』と、資産配分が年齢と共に保守化する『ライフサイクル投資戦略/Lifecycle investment strategy』となっている(Treasury.gov.au『MySuper』~ <https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-superannuation/mysuper>、ASIC's MoneySmart『MySuper』~ <https://www.moneysmart.gov.au/superannuation-and-retirement/how-super-works/choosing-a-super-fund/mysuper> )。』である(2019 年 9 月 2 日付日本版 ISA の道 その 278「『アジアの投信大国オーストラリアの金融規制・投信・年金』米国に先行し金融規制を強化したオーストラリアでは、年金のスーパーアニュエーション向けアクティブ・ファンドが拡大中! 老後 2000 万円不足世界版でのオーストラリア優位の鍵!! オーストラリアンスーパー vs バンガード!!」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190902.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190902.pdf)、ASIC's MoneySmart「MySuper funds list」~ <https://www.moneysmart.gov.au/tools-and-resources/calculators-and-apps/mysuper-funds-list> )。**

以上

[参考ホームページ]

- ①2019年11月22日付日本経済新聞朝刊一面トップ「つみたてNISA 延長へ いつ始めても非課税 20年 政府・与党、若者に資産形成促す」…「<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ052437940R21C19A1MM8000/>」、  
2019年11月26日付日本経済新聞朝刊「税制改正の要望、投資減税に重点、自民小委が聴取。」…  
「<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ052578560V21C19A1PP8000/>」、  
2019年8月30日に公表された金融庁の令和2年度(2020年度)税制改正要望…  
「<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/2019zeikai.html>」、  
金融庁「NISAの概要」…「<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html>」、  
2019年9月日本証券業協会「NISA制度について」…「<http://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/1909zeisei.html>」、  
[http://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/about\\_nisa.pdf](http://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/about_nisa.pdf)」、  
2019年11月22日付日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所協議会「令和2年度/2020年度税制改正に関する要望」に関する説明資料等…「<http://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/1909zeisei.html>」。
- ②2019年8月13日付日本版ISAの道 その277「NISAのモデルとなったイギリスのISAは今? 『ブレグジットISA』も登場した英国のISAは非課税枠が日本の倍近く、補助金付き住宅購入支援ISAもあり! 老後資金で先進国低位の英国だからこそその官民による尽力と進化!!」…「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190813.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190813.pdf)」、  
英国政府 Help to Buy…「<https://www.helptobuy.gov.uk/help-to-buy-isa/how-does-it-work/>」。
- ③2019年11月27日付読売新聞朝刊1面に大きく「NISA『一般・つみたて』一本化へ」…  
「<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20191127-OYT1T50024/>」、  
2019年11月29日付朝日新聞デジタル「NISA、2024年『積み立て型』新設 資産形成促す」…  
「<https://www.asahi.com/articles/ASMCM55ZQMCXULFA01S.html>」、  
2016年12月12日付日本版ISAの道 その166「税制改正大綱発表! 20年の積立NISA創設!!~現行NISA vs 積立NISA vs ジュニアNISA、積立NISAの理解、現行NISAの『2018年/2019年問題』が改善~」…  
「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_161212.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161212.pdf)」、  
2016年12月8日(木)付与党の平成29年度/2017年度税制改正大綱…「<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>」、  
2018年8月20日付Citywire「Government considers 'Care ISA' to solve crisis」…  
「<https://citywire.co.uk/funds-insider/news/government-considers-care-isa-to-solve-crisis/a1148052>」、  
2018年3月6日付英国会計技術士協会/Association of Accounting Technicians/AAT ISA Working Group  
「Time for change: a review of the Individual Savings Account (ISA) regime」…  
「<https://www.aat.org.uk/prod/s3fs-public/assets/AAT-ISA-Working-Group-Time-change-review-ISA-regime.pdf>」、  
2019年3月8日付Financial Times「Isas: Who wants to be a millionaire?」…  
「<https://www.ft.com/content/3b8e19e8-3c12-11e9-b856-5404d3811663>」、  
2019年7月19日付Citywire「Exclusive: Andy Bell says scrap complicated ISAs in 'radical' overhaul」…  
「<https://citywire.co.uk/new-model-adviser/news/exclusive-andy-bell-says-scrap-complicated-isas-in-radical-overhaul/a1251250>」、  
2019年8月5日付日本版ISAの道 その276「『英国ウェルスマネジメント最新動向』英国のリテール証券ビジネスで拡大する限定アドバイス型・垂直統合型(独立アドバイス型からの転換)、全国のIFAをRFAとして取り込む事~FCA/金融当局のプラットフォーム解約手数料制限でハーグリーブス・ランズタウン等のプラットフォーム vs セント・ジェームズ・プレイス/SJP等の限定アドバイス・垂直統合型!~」…「[https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190805.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190805.pdf)」、  
2019年9月17日付日本版ISAの道 その280「老後の資産形成を支援する税制改正に向け政府税調が海外調査報告、中期税制答申!~日米英加豪の主な私的年金制度及び非課税貯蓄・投資制度~」

「 [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190917.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190917.pdf) 」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「 <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、  
「 <https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」～Google等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索～。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…  
「 <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、  
「 <https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」

～Google等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索～

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。